

積上げ項目による運搬費の積算の運用

☆適用範囲

当運用は、以下の「積上げ項目による運搬費」の算出に適用する。

- a. 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車による運搬
- b. 仮設材(鋼矢板・H形鋼・覆工板等)の運搬
- c. 重建設機械※の輸送に要する費用(※積算基準書/運搬費[表5. 1]に記載分)

☆運搬距離

起工時においては、基地として一般的に考えられる最寄の市役所から工事現場までの距離とする。なお、当該市内(又は島内)に基地が存在しないことが起工時に明らか場合は、別途考慮するものとする。

(入札時の「参考資料」には、官積算の内容(運搬距離等)が分かるようにしておく。)

工事発注後、請負者より、積算上想定(あるいは指定)している建設機械及び仮設材が当該市内(又は島内)では調達できないと事前に協議があり、これを認めるに至る状況にあると判断できる場合は、調達が可能な最も運搬費が安価となる基地からの運搬に設計変更で対応するものとする。なお、この基地等の検索及び証明については、請負者に求めるようにする。

☆適用年月日

平成19年10月1日以降起工するものより適用する。